

警大跡地で新たな行政訴訟

中野区住民ら

中野区が警察大学校跡地（中野4丁目）に建設予定の広域避難所「中野中央公園」の都市計画決定について、違法確認を

求め、中野区と杉並区の住民4人が5月21日に東京地裁に訴えた裁判で、住民側は25日、第1回審判が9月4日に決定したことを公表した。また、地区計画に関する新たな訴訟を7月中旬に起こす方針を明らかにした。

5月の提訴で原告側は、中野区が07年4月に告示した中野中央公園の面積を約1・5秒とする都市計画決定（告示第52号）について、「同決定に先立ち策定されていた『みどりの基本計画』では『警大跡地に約4秒の

公園を都市計画決定し、整備推進に努める』と記載されている」とし、「基本計画は都市計画の基本方針。これに反した都市計画決定は違法」と主張している。

新たな訴訟について住民側は「地区計画の違法確認と取り消し処分を求める予定」としている。同跡地開発の地区計画案は、5月に都の都市計画審議会で承認。今月下旬にも都市計画決定される公算が大きく、原告側は決定を待って訴訟を起こす予定としている。